

第 66 回

# 定期株主総会 招集ご通知

日時

2025年3月28日(金曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時)

議決権行使期限

2025年3月27日(木曜日)午後5時50分

場所

滋賀県長浜市港町4-17  
北ビワコホテルグラツィエ  
2階「アレーナ」

(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

目次

招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	26
計算書類	28
監査報告書	30
株主総会参考書類	36



湖北工業株式会社

証券コード : 6524

証券コード 6524  
2025年3月12日

## 株 主 各 位

滋賀県長浜市高月町高月1623番地  
**湖北工業株式会社**  
代表取締役社長 石井 太

## 第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。本定時株主総会の株主総会参考書類等(議決権行使書用紙を除く)の内容である情報(電子提供措置事項)は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.kohokukogyo.co.jp/ir/library/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所(東証)のウェブサイトでも電子提供措置を取っております。以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスの上、「銘柄名(会社名)」に「湖北工業」又は証券「コード」に「6524」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、インターネット又は書面によって議決権行使することができるので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、いずれかの方法により、2025年3月27日(木曜日)午後5時50分までに議決権行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 興

記

1. 日 時	2025年3月28日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	滋賀県長浜市港町4-17 北ビワコホテルグラツィエ2階「アレーナ」
3. 目的事項 報告事項	<ol style="list-style-type: none"><li>第66期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li><li>第66期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件</li></ol>
<b>決議事項</b>	
第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第7号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

**4. 招集にあたっての決定事項**

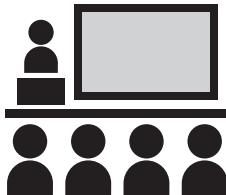
- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主に交付する書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ① 連結計算書類の以下の事項  
連結株主資本等変動計算書、連結注記表
  - ② 計算書類の以下の事項  
株主資本等変動計算書、個別注記表
- (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットと書面により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
  - ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。

## 議決権行使についてのご案内

### ■ 当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会開催日時 2025年3月28日（金曜日）午前10時**  
(受付開始 午前9時)

### ■ インターネットによる議決権行使



後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

**行使期限 2025年3月27日（木曜日）午後5時50分まで**

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるもの有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

### ■ 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限 2025年3月27日（木曜日）午後5時50分まで**

- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、**議決権行使ください**と申します。

### 議決権行使期限

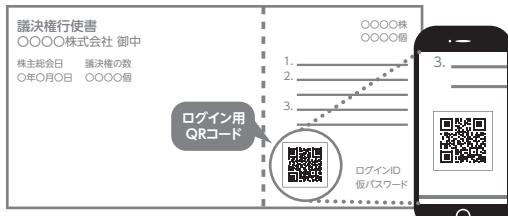
2025年3月27日（木曜日）午後5時50分締切

（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。）

### QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

### 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



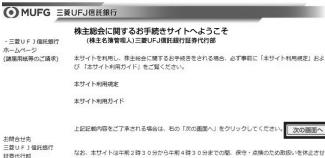
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

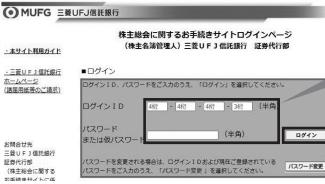
議決権行使 サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

### 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

### 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

### 3 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027 (通話料無料)

(受付時間 午前9時から午後9時まで)

### ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社I CJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# 事業報告

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、中国や欧州で停滞が見られたものの、好調が続く米国経済やインドをはじめとするアジア地域での経済成長に支えられ、おおむね堅調に推移いたしました。一方で、欧米における高い金利水準の継続、エネルギー価格の高騰などによる物価上昇、中国での不動産市場の低迷など、いくつかの懸念材料が散見される状況となりました。

日本におきましては、雇用や所得環境が改善したことに加えて、アフターコロナの流れの中でインバウンド消費が盛り上がりを見せるなど回復傾向となりましたが、円安による物価上昇に伴う消費の落ち込みや品質不正問題等による自動車生産の低迷などの影響も受けました。

電子部品業界におきましては、前半は、情報通信機器市場の調整が長引いたことや中国での製造業の停滞から厳しい状況が続きました。後半は、過剰在庫の調整一巡や、生成AI普及等による回復の兆しが見られましたが、EV市場の急減速による自動車産業の停滞や高金利の継続による先行き景気悪化懸念などの影響を受け、再度調整傾向となりました。

こうした中、当社では、中期経営計画の達成に向けて、新製品の開発と拡販、設備総合効率の改善、リード端子事業における生産体制の再構築・生産工程の効率化や、不採算製品・不採算受注の改善等、売上の拡大と収益構造の改善に努めました。

また、新規分野として注力している高純度石英ガラス製品 (SSG®) の拡販活動の強化や、PLZT光スイッチ技術の開発会社であるエピフォトニクス株式会社の子会社化など、中長期的な成長に向けての施策にも取り組みました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高は15,924百万円(前期比18.2%増)、営業利益は3,939百万円(前期比40.1%増)、経常利益は4,856百万円(前期比54.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,252百万円(前期比70.8%増)となりました。当連結会計年度における期中平均レートは、1米ドル当たり151.69円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

## ① リード端子事業

当連結会計年度におけるリード端子事業の売上高は8,403百万円(前期比13.6%増)、セグメント利益(営業利益)は403百万円(前期比799.3%増)となりました。

自動車用エレクトロニクス市場では、前半は、アルミ電解コンデンサ市場における過剰在庫の調整に伴う低迷が欧州や中国などで続いたことに加え、品質不正問題による自動車生産の停滞の影響を受けました。後半に入り、こうした調整が一段落したことによる回復が見られました。その後、欧州の自動車及び車載関連市場が大きく減退したこと、中国における需要の鈍化などの影響により市場は再度調整局面となりました。

民生機器市場におきましては、前半はコロナ禍において発生したステイホーム需要の反動などによる調整が続きましたが、猛暑によるエアコン需要などが下支え要因となりました。情報通信機器市場については、前半の市場の調整が一巡したことに加えて、AIサーバーを中心とするIT需要の拡大により好調に推移しました。

こうした状況の中、前半には一部品種の受注急増に伴う想定外の固定費上昇が一時的な利益押し下げ要因となりましたが、後半はフレキシブルな生産体制の構築を進めたことに加えて、これまで進めてきた不採算製品の価格是正、小ロット受注の見直し、生産性改善などの効果が出始めました。また、中長期的な収益構造の改善に向けて、EDLC(電気二重層キャパシタ)向け製品、対振動特性や絶縁特性を大幅に改善した新製品「バリレス」等の高付加価値製品の拡販に努めました。

生産技術面では、製品の品質と信頼性の向上や生産効率の改善に向け、高効率・高精度を実現する新しい溶接技術であるレーザー溶接の開発に取り組みました。

## ② 光部品・デバイス事業

当連結会計年度における光部品・デバイス事業の売上高は7,520百万円(前期比23.9%増)、セグメント利益(営業利益)は3,536百万円(前期比27.8%増)となりました。

海底ケーブル向け光デバイス製品では、昨年からの海底ケーブルプロジェクトの一部延期などの影響による調整が一巡したこと、世界的な通信インフラ強化の流れに伴う新たな海底ケーブルプロジェクトが発表されたことなど、需要の先行き見通しが改善しました。こうした需要見通し改善により光アイソレータおよび光フィルタの受注が急速に増加し、売上は回復傾向をたどりましたが、第4四半期に、反動と思われる一部顧客からの一時的な調整も見られました。

開発面では、情報通信の拡大ニーズに対応し、小型や複合製品の開発を進めました。また、海底ケーブルのマルチコアファイバ化に対応した次世代デバイスとして、新たな光アイソレータとファンイン/ファンアウト(※1)の複合光デバイスの開発に取り組みました。

加えて、新規事業として位置づけている高純度石英ガラス（SSG®）製品については、昨年より量産供給を開始した紫外線用非球面レンズの販売が順調に増加しました。また、半導体関連メーカーなどさまざまな用途への採用に向けて、拡販活動とサンプル出荷を進めました。

そのほか、衛星間光通信ネットワークサービスを手掛ける株式会社ワープスペースと2024年11月に資本・業務提携、2024年4月に子会社化した次世代情報通信インフラ向けの研究開発を手掛けるエピフォトニクス株式会社における経営体制の強化など、新分野の開拓に取り組みました。

#### ※1：ファンイン/ファンアウト（製品）

マルチコアファイバの各コアとシングルコアファイバのコアを接続する光部品。「ファンイン」とは複数の入力を一つの出力にまとめること、また「ファンアウト」は一つの入力を複数の出力に分岐することです。例えば、1本の光ファイバケーブルに複数のコアを内蔵するマルチコアファイバを海底ケーブルとして使用する際、数十キロメートルごとに設置する光中継器内で、一旦シングルコアファイバへ分岐して光信号を増幅した後に再度一つの出力にまとめ直す場合に使われます。

主な事業別の売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業内容	第65期 (2023年12月期)		第66期 (2024年12月期)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
リード端子事業	7,400	54.9%	8,403	52.8%	1,002	13.6%
光部品・デバイス事業	6,071	45.1%	7,520	47.2%	1,448	23.9%
合計	13,472	100.0%	15,924	100.0%	2,451	18.2%

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度は生産用設備や土地、基幹システム等に1,710百万円の設備投資を行いました。

なお、これらの所要資金は、自己資金で賄っております。

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達はありません。

#### (4) 対処すべき課題

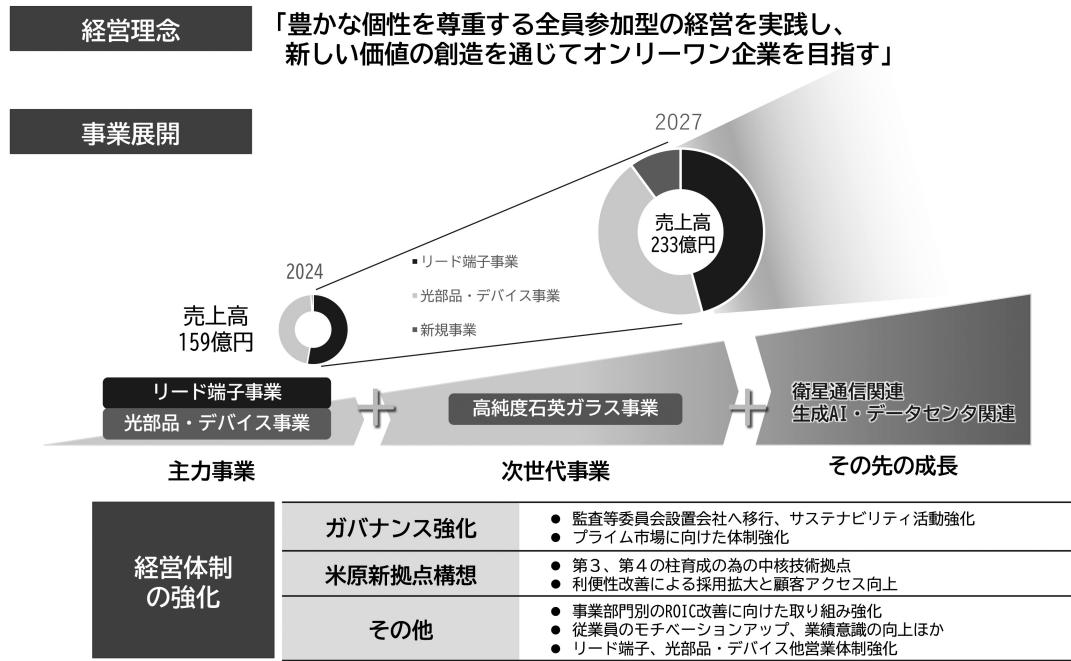
昨今の世界経済は、世界的なインフレ懸念や貿易摩擦の激化、中国経済の停滞懸念など不透明な状況が続いております。一方、当社を取り巻く経営環境は、世界の経済情勢に影響を受けながらも、国家間をつなぐ情報インフラの重要性の高まり、生成AIの普及、衛星通信技術の進化などにみられる情報化社会の高度化や、自動運転化、省エネルギー化を軸とした自動車革命、地球環境保全に向けた再生可能エネルギーの活用など、持続可能で安全・安心な社会の実現に向け技術革新ニーズが高まっております。こうした環境の中で当社では、時代の流れを先取りする新技術・新製品の開発やマーケティングを進め、加えて品質や信頼性のさらなる向上、安定供給体制の確立、生産体制の効率化などへの取り組みを強化していく必要があると考えております。

かかる状況を踏まえ、当社におきましては、社会の様々なニーズに応えながら事業の安定的な成長を継続する為、長期的な視点で経営方針、経営計画を策定しております。

#### <中期経営基本方針>

- 市場開拓による事業規模の拡大
- 構造改革による収益力の強化
- 新たな GNT（グローバルニッチトップ）事業の創出
- 未来を担う人材の育成
- グローバル経営管理体制の強化

# 目指す姿・事業ポートフォリオの考え方



リード端子事業におきましては、さらなる収益構造の改善を進め、安定的に営業利益率10%以上を維持できる体質を確立してまいります。

従来から、不採算製品の価格是正や、高付加価値製品の開発と採用拡大に努めてまいりましたが、引き続き、高機能化が進むアルミ電解コンデンサの技術ニーズを先取りした新製品の開発や、レーザ溶接など新しい製造技術の開発に注力してまいります。また、設備総合効率の改善を主軸とした生産効率の改善を進めると共に、自動車市場向けをはじめグローバル化が進む海外市場への営業体制を強化してまいります。

光部品・デバイス事業におきましては、引き続き主力市場である海底ケーブル向け光デバイス市場において、新製品開発と売上の拡大に努めてまいります。海底ケーブル市場においては、生成AIやIoTの進化などの情報通信の増大を背景として、中長期的な視点での技術革新が進んでおり、次世代技術であるマルチコアファイバ技術への対応など10年或いはそれ以上先を考慮した研究開発を進めてまいります。

また、コア技術を活かした新しい事業分野への取り組みも積極化してまいります。これまで開発を進めてきた当社独自のSSG®（スラリーキャスト法を用いた高純度石英ガラス製品）については、半導体製造装置メーカーなどからの引き合いが増加しており、本格的な量産体制の構築に取り組んでまいります。

さらに、衛星通信分野や、生成AI・データセンタ分野への取り組みを強化してまいります。これまで培ってきた高品質・高信頼性製品の強みを活かすと共に、企業買収・事業提携などによる技術補完やマーケティング力強化についても積極的に取り組んでまいります。

こうした中長期の成長を支える経営体制作りとして、従業員のキャリアアップ制度の充実や新しい拠点整備など、人材確保と長期人材育成への仕組み作りを進めてまいります。さらに、ガバナンスの強化や社会貢献など非財務に関する活動を引き続き強化し、持続可能な社会実現への貢献と、さらなる企業価値の向上に取り組んでまいります。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第63期 (2021年12月期)	第64期 (2022年12月期)	第65期 (2023年12月期)	第66期 (2024年12月期)
売上高	14,620百万円	15,673百万円	13,472百万円	15,924百万円
経常利益	4,363百万円	4,443百万円	3,152百万円	4,856百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,960百万円	3,066百万円	1,904百万円	3,252百万円
1株当たり当期純利益	135.57円	115.38円	70.55円	120.50円
総資産	22,540百万円	24,285百万円	24,973百万円	28,684百万円
純資産	15,149百万円	18,296百万円	20,059百万円	23,430百万円

- (注) 1. 記載金額は、百万円単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益は小数点2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 第65期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第63期及び第64期についても百万円単位で表示しております。
4. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第63期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE. LTD.	6,100 千シンガポールドル	100.0%	アルミ電解コンデンサ用リード端子及び光部品・デバイスの販売
KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	17,500 千マレーシアリングイト	(注) 100.0%	アルミ電解コンデンサ用リード端子の製造販売
東莞瑚北電子有限公司	2,500 千米ドル	(注) 100.0%	アルミ電解コンデンサ用リード端子の製造販売
蘇州瑚北光電子有限公司	12,000 千米ドル	100.0%	アルミ電解コンデンサ用リード端子及び光部品・デバイスの製造販売
KOHOKU LANKA (PVT) LTD.	680,000 千スリランカルピー	100.0%	光部品・デバイスの製造
エピフォトニクス株式会社	135,789 千円	100.0%	光部品・デバイスの製造販売
EpiPhotonics USA, Inc.	10 千米ドル	(注) 100.0%	光部品・デバイスの製造販売

(注) 当社子会社が保有する持株数の出資比率を含む数値にて表示しております。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
リード端子事業	アルミ電解コンデンサ用リード端子
光部品・デバイス事業	光アイソレータ、光ファイバーセンブリ等

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社 工 場	滋賀県長浜市
KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE. LTD.	シンガポール
KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州
東 莞 瑞 北 電 子 有 限 公 司	中国 広東省東莞市
蘇 州 瑞 北 光 電 子 有 限 公 司	中国 江蘇省蘇州市
KOHOKU LANKA (PVT) LTD.	スリランカ カトゥナーヤカ市
エピフォトニクス株式会社	神奈川県大和市
EpiPhotonics USA, Inc.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州

(9) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,570名	97 名増

(注) 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用等34名を含んでおります。

(10) 主要な借入先 (2024年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	66 百万円
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	50 百万円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	32 百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	28 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	11 百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	11 百万円
株 式 会 社 京 都 銀 行	8 百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社大垣共立銀行を幹事とする5社(株式会社滋賀銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社みずほ銀行、株式会社関西みらい銀行)の協調融資によるものです。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 108,000,000株

(注) 2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、発行可能株式総数は72,000,000株増加し、108,000,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数 26,995,004株 (自己株式4,996株を除く。)

(注) 2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、発行済株式総数は18,000,000株増加し、27,000,000株となっております。

(3) 株主数 6,369名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
石 井 太	12,174,695株	45.10%
アイエフマネジメント株式会社	4,987,500株	18.48%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,016,900株	3.77%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	662,600株	2.45%
THE BANK OF NEW YORK 133652	558,000株	2.07%
JP MORGAN CHASE BANK 380684	542,500株	2.01%
野村信託銀行株式会社(信託口)	526,500株	1.95%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505301	426,300株	1.58%
HSBC BANK PLC A/C CLIENTS, AIFMD 1	287,800株	1.07%
湖北工業従業員持株会	231,981株	0.86%

(注) 大株主の当社に対する持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	持株数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	5,799株	5名

(注) 交付された株式数は2024年4月1日付で実施した株式分割後の株式数を表示しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2024年12月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
石井 太	代表取締役社長	アイエスマネジメント株式会社代表取締役社長 KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE.LTD. Managing Director
北川一清	専務取締役 執行役員	リード端子事業管掌 リード端子営業部部長 蘇州湖北光電子有限公司董事長 東莞湖北電子有限公司董事長 KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN.BHD. Director
加藤 隆司	常務取締役 執行役員	光部品・デバイス事業管掌 研究開発部部長 蘇州湖北光電子有限公司董事 KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Director
国友 啓行	取締役 執行役員	総務部、広報・IR室管掌 蘇州湖北光電子有限公司董事 KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Director
上原邦生	取締役 執行役員	経理部、経営企画室管掌 経理部部長
栗山裕功	取締役 (非常勤)	
西村 猛	取締役 (非常勤)	西村公認会計士事務所代表 株式会社レオクラン社外監査役 株式会社オーケーエム社外取締役(監査等委員) 監査法人京立志包括代表社員
澤木聖子	取締役 (非常勤)	滋賀大学経済学部教授 兼滋賀大学大学院経済学研究科教授
松宮克弥	監査役 (常勤)	
中村正哉	監査役 (非常勤)	さざなみ法律事務所所長
矢野久司	監査役 (非常勤)	

- (注) 1. 取締役栗山裕功、西村猛及び澤木聖子の諸氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役松宮克弥及び中村正哉の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 2024年3月28日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、取締役執行役員山崎学氏は、任期満了により退任いたしました。  
4. 取締役西村猛氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 監査役松宮克弥氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
6. 監査役中村正哉氏は、弁護士の資格を有しております、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。  
7. 当社は、取締役栗山裕功、西村猛、及び澤木聖子並びに監査役松宮克弥、及び中村正哉の諸氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役栗山裕功、西村猛及び澤木聖子並びに社外監査役松宮克弥、中村正哉及び社内監査役矢野久司の諸氏との間において、会社法第427条第1項並びに定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会社法第423条第1項の損害賠償責任について、責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容

当社は保険会社との間で、取締役、監査役、執行役員、子会社の役員及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、及び当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新することとしております。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して、取締役の報酬については指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会にて、監査役の報酬については監査役の協議にて決定することとしております。当事業年度の取締役の報酬等の具体的な額につきましては、2024年3月28日開催の取締役会において、代表取締役社長へ一任する決議をしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬限度額は、2017年3月30日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)(決議時の員数は3名)、2015年7月1日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内(決議時の員数は1名)と決議されております。

また、上記報酬とは別に、2024年3月28日開催の第65回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対し譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額50百万円以内で支給することを決議しております。2024年3月28日開催の第65回定時株主総会終結時点での取締役及び監査役の員数は、取締役8名(うち社外取締役3名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であり、支給対象となる取締役の員数は5名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	115 ( 12)	79 ( 12)	27 (-)	8 (-)	— (-)	9 ( 3)
監査役 (うち社外監査役)	10 ( 8)	10 ( 8)	— (-)	— (-)	— (-)	3 ( 2)
合計	125	89	27	8	—	12

(注) 1. 上記には、2024年3月28日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の総額には、当事業年度に役員賞与として役員賞与引当金に計上した次の金額を含んでおります。

- 取締役 3名 27百万円
4. 当社は、非金銭報酬として当社取締役(社外取締役を除く)に対し、譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、「2.会社の株式に関する事項(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりであります。
  5. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認を得た範囲内で、各取締役の月額固定報酬及び賞与の総額を決定するとともに、報酬決定に係る機動的な対応を可能とするため、各取締役の月額固定報酬及び賞与の個別の報酬額を確定させることを代表取締役社長である石井太に一任し、同氏が当該個別の報酬額を決定いたしました。取締役会は、上記委任に際して、同氏により当該決定権限が適切に行使されるようするための措置として、同氏は取締役の報酬に関する内規に従って当該権限行使するものとし、かつ、指名・報酬委員会から取締役会に対する審議答申結果を最大限尊重しなければならないこととしております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役西村猛氏は、西村公認会計士事務所代表、株式会社レオフラン社外監査役、株式会社オーケーエム社外取締役（監査等委員）、及び監査法人京立志包括代表社員に就任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役澤木聖子氏は、滋賀大学経済学部教授兼滋賀大学大学院経済学研究科教授に就任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役中村正哉氏は、さざなみ法律事務所所長に就任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
栗 山 裕 功	社 外 取 締 役	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席いたしました。企業経営者としての経験と知見から、必要に応じ発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
西 村 猛	社 外 取 締 役	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
澤 木 聖 子	社 外 取 締 役	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席いたしました。大学教員としての経営学の研究教育に長く従事している経験と知見から、必要に応じ発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
松 宮 克 弥	社 外 監 査 役	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。主に金融機関での豊富な会社経営の経験と見地から、必要に応じ発言を行っております。
中 村 正 哉	社 外 監 査 役	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築、維持について必要に応じ発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	47百万円
------------------------	-------

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円
-------------------------------	-------

- (注) 1. 当社の監査役会は、「監査役会規程」に基づき、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等が当社の事業内容や事業規模に適切であるかについて検証を行い、会計監査人の報酬が妥当であると判断し、同意しております。
2. 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、財務情報等に関する調査業務に対する報酬等を含んでおります。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により解任いたします。また、当社の監査役会は、会計監査人の独立性、監査遂行状況、勤続年数、監査報酬の水準その他諸般の事情を総合的に考慮し、当該会計監査人が監査を続けることが不適切であると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### A. 業務の適正を確保するための体制

#### I. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「行動規範」において、取締役・使用人が適正な業務執行を行うための規範を示す。
- ② 組織関係規程及び各種業務規程等の社内規程を定め、諸規程に基づく業務運営を行う。
- ③ 業務執行に際しては教育・啓蒙を行い、その執行を適切に監督する。問題があった場合には「就業規則」等に則り適正に処分する。
- ④ 業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を設け、適正に運用する。
- ⑤ 業務執行の適正性を、内部監査、監査役監査及び会計監査を通じて確認し、被監査部門にフィードバックを行うとともに、取締役会、監査役会又は代表取締役社長に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- ⑥ 取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名及び報酬の決定に係る公正性・透明性・客觀性を高める。
- ⑦ 反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力からの不当要求には応じず、資金提供は絶対に行わない。

#### II. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」等の社内諸規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。

#### III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスクマネジメント規程」を制定し、リスク管理体制を構築、運用する。
- ② 事業活動上の重大な事態が発生した場合には損失の拡大を防止するため、迅速かつ適正な情報伝達と緊急時に対応が可能な体制を整備する。
- ③ 「内部監査規程」に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、代表取締役社長に適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

#### IV. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び諸規程に基づき、重要事項について審議・決定を行う。
- ② 「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの業務執行における責任者及びその責任、手続の詳細について定める。
- ③ 中期経営計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化し、効率的かつ効果的な業務執行を行う。

#### V. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の経営管理は、当該企業の自主性を尊重しつつも、「関係会社管理規程」に基づき、当社に対する事業内容の定期的な報告と重要案件の協議・決裁を通じて行う。
- ② 内部監査室は、当社及び子会社の業務の適正性のモニタリングを行う。

#### VI. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。
- ② 当該使用人は、監査役より受けた業務に關し、取締役などの指揮命令に服さない。
- ③ 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は予め監査役会の同意を要するものとする。

#### VII. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、担当する業務の執行状況を報告することとする。
- ② 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法的事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項が発生した場合には、その内容を速やかに報告するものとする。
- ③ 監査役は、いつでも当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めるができるものとする。
- ④ 監査役に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

- ⑤ 監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

### Ⅷ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の会計監査人と会計監査の内容についての情報交換が十分に行える体制を整えることとする。
- ② 監査役と代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催する。

## B. 運用状況

### I. コンプライアンスに対する取り組みの状況

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的に開催しコンプライアンス教育等の施策を企画し推進するほか、内部監査室等によりコンプライアンスの状況を把握し、コンプライアンス経営を進めています。

### II. 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会にてリスク管理について検討するほか、経営会議等にて当社グループの状況を適時適切に把握し協議しております。また、文書管理規程に則り適切な文書の扱いに努めています。

### III. 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取り組みの状況

当社は、経営会議等を定期的に、また必要に応じて適時に開催し、機動的な業務執行を行っております。

取締役会は、原則月1回以上は開催し、非常勤役員も出席し活発な意見交換がなされております。

### IV. 当社グループにおける業務の適正性に対する取り組みの状況

関係会社管理規程や職務権限規程に則り運営するほか、当社役員による定期的な訪問や内部監査室による往査により一体感のある経営に努めています。

## V. 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組みの状況

監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、原則毎月1回は開催され、監査に関する意見交換、協議・決議を行っております。

また、監査役は隨時に代表取締役社長と意見交換し、内部監査室とも連携の上、コンプライアンス状況等の把握に努めています。

## VI. 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

### ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係に対する基本方針として「行動規範」第10条において、「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しない。」と定めております。

### ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、上記「行動規範」を当社の役職員へ周知・徹底し、反社会的勢力との関係排除に向けた企業倫理の浸透に取り組んでおります。

具体的な整備の状況は、以下のとおりであります。

#### (a) 対応総括部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を総務部総務課と定め、総務部長を不当要求防止責任者としております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、「クレーム処理マニュアル」第5条に基づき、総務課長が対応する体制を整備しております。

#### (b) 取引先等の調査

当社は、新規取引開始において、「反社会的勢力対応規程」第7条に基づき、日経テレコン等を利用して反社会的勢力との関連がないか調査を行っております。

調査の結果、反社会的勢力との関連がある場合、又は反社会的勢力との関連がないと結論付けるだけの確証が得られない場合には、取引等を行わないこととしております。

また、取引先との契約締結時は、契約書に反社会的勢力排除条項を盛り込むこととしております。

(c) 株主、役員等の調査

当社の一定の範囲の株主についても、取引先等と同様に日経テレコン等を利用し、反社会的勢力との関連がないか調査を行っております。また、役員についても、調査資料の提出を求め調査を実施しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## (ご参考) サステナビリティに関する考え方

### I. サステナビリティ基本方針

当社グループは「豊かな個性を尊重する全員参加型の経営を実践し、新しい価値の創造を通じて、オンリーワン企業を目指す」という経営理念のもと、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するとともに、中長期的な視点で企業価値の向上を目指していきます。また、サステナビリティ推進に関しては、「環境」「社会」「ガバナンス」を軸として、当社グループが特定したマテリアリティに重点的に取り組み、責任あるサステナビリティ経営を実践していきます。

### II. パーパス

「新しい価値の創造を通じて、安心・安全・快適な社会の実現に貢献する。」

### III. マテリアリティ

| マテリアリティ<環境> |                                                                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 気候変動への対応    | 当社では、本社・工場などの拠点において、太陽光発電など再生可能エネルギーを導入し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでおります。今後は部門別に温室効果ガスの削減目標を設定し取り組んでまいります。 |
| 環境配慮型製品の開発  | 当社はこれまで培ってきた技術を基に環境配慮型製品を開発し、お客様も含めた環境に対する目標の達成を実現していきます。                                         |

| マテリアリティ<社会> 【雇用の視点】   |                                                                             |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 価値創造に挑戦する<br>自立型人材の育成 | 独自のモノとサービスで最先端市場の課題を解決するため、人的資本の充実を図ります。社会のニーズを先取りし、自発的に考え方行動する人材の育成を目指します。 |
| 安心・安全な職場づくり           | すべての従業員の人権と多様性を尊重し、社員一人ひとりが能力を発揮し、成長の喜びを感じられる職場環境を構築します。                    |

### マテリアリティ<社会> 【地域社会の視点】

|              |                                                                                       |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域コミュニティへの貢献 | 地域における「資源の循環」、「人々の交流」、「生物多様性」に着目し、本社事業所を軸にして「人」、「自然」、「経済」の循環を実践し、地域の人々を笑顔にすることを目指します。 |
| 地域の生物多様性保全   |                                                                                       |

### マテリアリティ<ガバナンス> 【社会還元・利益創出の視点】

|               |                                                                                       |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 経営の透明性・健全性の向上 | 経営環境の変化に迅速に対応する経営体制を構築するため、多様なスキルと経験を持つ社外取締役を活用してコーポレートガバナンスの強化を図り、持続的な企業価値の向上を目指します。 |
| サステナビリティ経営の推進 | 社会から求められるサステナビリティ活動への期待を踏まえた、当社に最適なサステナビリティ経営体制を構築します。                                |
| リスクマネジメントの強化  | 当社を取り巻く外部環境は常に大きく変化しているため、当社が抱えるリスクの抽出と、それに対するアクションプランの策定を行い、持続的な企業価値の向上を目指します。       |

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                       | 金 額           | 科 目                       | 金 額           |
|---------------------------|---------------|---------------------------|---------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>          |               | <b>(負 債 の 部)</b>          |               |
| <b>流 動 資 産</b>            | <b>18,331</b> | <b>流 動 負 債</b>            | <b>2,945</b>  |
| 現 金 及 び 預 金               | 9,327         | 買 掛 金                     | 700           |
| 受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産 | 3,013         | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 208           |
| 電 子 記 録 債 権               | 1,038         | リ 一 ス 債 務                 | 139           |
| 有 働 値 証 券                 | 1,801         | 未 払 金                     | 379           |
| 製 品                       | 1,019         | 未 払 法 人 税 等               | 1,068         |
| 仕 掛 品                     | 481           | 賞 与 引 当 金                 | 74            |
| 原 材 料 及 び 貯 藏 品           | 1,210         | 役 員 賞 与 引 当 金             | 40            |
| そ の 他                     | 439           | そ の 他                     | 334           |
| <b>固 定 資 産</b>            | <b>10,353</b> | <b>固 定 負 債</b>            | <b>2,309</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>        | <b>8,160</b>  | リ 一 ス 債 務                 | 1,961         |
| 建 物 及 び 構 築 物 (純 額)       | 1,503         | 繰 延 税 金 負 債               | 127           |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 (純 額)   | 3,037         | 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 145           |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 (純 額)     | 567           | 資 産 除 去 債 務               | 68            |
| 土 地                       | 756           | そ の 他                     | 6             |
| リ ー ス 資 産 (純 額)           | 1,939         | <b>負 債 合 計</b>            | <b>5,254</b>  |
| 建 設 仮 勘 定                 | 356           | <b>(純 資 産 の 部)</b>        |               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>        | <b>899</b>    | 株 主 資 本                   | 21,353        |
| の れ ん                     | 291           | 資 本 金                     | 350           |
| そ の 他                     | 608           | 資 本 剰 余 金                 | 5,658         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>    | <b>1,292</b>  | 利 益 剰 余 金                 | 15,345        |
| 投 資 有 働 証 券               | 856           | 自 己 株 式                   | △1            |
| 繰 延 税 金 資 産               | 228           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     | 2,076         |
| そ の 他                     | 208           | そ の 他 有 働 証 券 評 価 差 額 金   | △16           |
|                           |               | 為 替 換 算 調 整 勘 定           | 2,093         |
|                           |               | <b>純 資 産 合 計</b>          | <b>23,430</b> |
| <b>資 产 合 計</b>            | <b>28,684</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>    | <b>28,684</b> |

# 連 結 損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                           | 金 額    |
|-------------------------------|--------|
| 売 上 高                         | 15,924 |
| 売 上 原 価                       | 9,039  |
| 売 上 総 利 益                     | 6,884  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 2,944  |
| 営 業 利 益                       | 3,939  |
| 営 業 外 収 益                     |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金             | 214    |
| 為 替 差 益                       | 788    |
| そ の 他                         | 36     |
|                               | 1,039  |
| 営 業 外 費 用                     |        |
| 支 払 利 息                       | 108    |
| そ の 他                         | 14     |
|                               | 122    |
| 経 常 利 益                       | 4,856  |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         | 4,856  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 1,556  |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 46     |
| 当 期 純 利 益                     | 3,252  |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 3,252  |

# 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位:百万円)

| 科 目               | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
|-------------------|--------|-------------------------|--------|
| (資 産 の 部)         |        | (負 債 の 部)               |        |
| 流 動 資 産           | 15,075 | 流 動 負 債                 | 2,532  |
| 現 金 及 び 預 金       | 6,591  | 買 掛 金                   | 883    |
| 電 子 記 録 債         | 1,038  | 1年内返済予定の長期借入金           | 208    |
| 売 売 掛 金           | 2,026  | 未 払 金                   | 195    |
| 有 働 証 券           | 1,801  | 未 払 費 用                 | 67     |
| 製 品               | 242    | 未 払 法 人 税               | 1,008  |
| 仕 備 掛 金           | 92     | 預 賞 与 引 当 金             | 64     |
| 原 材 料 及 び 貯 藏 品   | 285    | 賞 役 員 与 引 当 金           | 72     |
| 前 払 費 用           | 20     | 固 定 負 債                 | 33     |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金 | 2,299  | 退 職 給 付 引 当 金           | 171    |
| 未 収 入             | 530    | 資 産 除 去 債 务 金           | 96     |
| そ の 他             | 145    | 長 期 預 金                 | 68     |
| 固 定 資 産           | 7,796  |                         | 6      |
| 有 形 固 定 資 産       | 2,409  | 負 債 合 計                 | 2,704  |
| 建 物 (純 額)         | 601    | (純 資 産 の 部)             |        |
| 構 築 物 (純 額)       | 97     | 株 主 資 本                 | 20,183 |
| 機 械 及 び 装 置 (純 額) | 207    | 資 本 本 剰 余 金             | 350    |
| 車 両 運 搬 具 (純 額)   | 0      | 資 本 本 剰 余 金             | 5,658  |
| 工具、器具及び備品 (純 額)   | 448    | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 5,658  |
| 土 地               | 756    | 利 益 剰 余 金               | 14,175 |
| 建 設 仮 勘 定         | 298    | 利 益 準 備 金               | 87     |
| 無 形 固 定 資 産       | 503    | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 14,088 |
| 借 地 権             | 5      | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 14,088 |
| ソ フ ト ウ イ ク       | 19     | 自 己 株 式                 | △1     |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定 | 477    | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | △16    |
| そ の 他             | 1      | そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金 | △16    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 4,883  |                         |        |
| 投 資 有 価 証 券       | 856    | 純 資 産 合 計               | 20,167 |
| 出 資               | 0      | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 22,871 |
| 関 係 会 社 株 式       | 3,754  |                         |        |
| 長 期 前 払 費 用       | 9      |                         |        |
| 繰 延 税 金 資 産       | 151    |                         |        |
| そ の 他             | 112    |                         |        |
| 資 产 合 計           | 22,871 |                         |        |

# 損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額    |
|-----------------------|--------|
| 売 上 高                 | 10,928 |
| 売 上 原 価               | 5,234  |
| 売 上 総 利 益             | 5,694  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 2,244  |
| 営 業 利 益               | 3,450  |
| 営 業 外 収 益             |        |
| 受 取 利 息               | 307    |
| 受 取 配 当 金             | 6      |
| 為 替 差 益               | 745    |
| そ の 他                 | 14     |
|                       | 1,074  |
| 営 業 外 費 用             |        |
| 支 払 利 息               | 2      |
| そ の 他                 | 1      |
| 経 常 利 益               | 4,520  |
| 特 別 利 益               |        |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 7      |
| 特 別 損 失               |        |
| 固 定 資 産 除 売 却 損       | 2      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 4,525  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,432  |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △31    |
| 当 期 純 利 益             | 1,401  |
|                       | 3,124  |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

湖北工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 中田信之

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 木戸脇美紀

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、湖北工業株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、湖北工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

湖北工業株式会社  
取締役会 御中

2025年2月19日

有限責任監査法人トーマツ  
京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 中田信之

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 木戸脇美紀

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、湖北工業株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議にオンライン形式を交えながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度にかかる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月19日

湖北工業株式会社 監査役会

常勤監査役 松宮克弥 ㊞  
(社外監査役)

監査役 中村正哉 ㊞  
(社外監査役)

監査役 矢野久司 ㊞

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、経営基盤の強化と中長期的な安定配当の継続とのバランスを勘案し、下記のとおりにいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金30円00銭 総額809,850,120円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月31日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除、取締役の員数及び任期等に関する規定の変更、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分)

| 現行定款                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>第1条～第3条 (条文省略)<br>(機関)<br>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) (条文省略)<br>(2) <u>監査役</u><br>(3) <u>監査役会</u><br>(4) (条文省略)<br>第5条 (条文省略) | 第1章 総 則<br>第1条～第3条 (現行どおり)<br>(機関)<br>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) (現行どおり)<br>(2) <u>監査等委員会</u><br>(削除)<br>(3) (現行どおり)<br>第5条 (現行どおり) |
| 第2章 株 式<br>第6条～第11条 (条文省略)                                                                                                                         | 第2章 株 式<br>第6条～第11条 (現行どおり)                                                                                                                    |
| 第3章 株主総会<br>第12条～第14条 (条文省略)                                                                                                                       | 第3章 株主総会<br>第12条～第14条 (現行どおり)                                                                                                                  |

| 現行定款                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (電子提供措置等)<br>第15条 (条文省略)<br>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 | (電子提供措置等)<br>第15条 (現行どおり)<br>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。                                                                                                                                        |
| 第16条～第18条 (条文省略)                                                                                                    | 第16条～第18条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                          |
| 第4章 取締役及び取締役会                                                                                                       | 第4章 取締役及び取締役会                                                                                                                                                                                                                                              |
| (員数)<br>第19条 当会社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。<br>(新 設)                                                                    | (員数)<br>第19条 当会社の取締役 ( <u>監査等委員であるものを除く。</u> ) は、8名以内とする。<br>2 <u>当会社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。)</u> は、5名以内とする。<br>(選任方法)<br>第20条 取締役は、株主総会において選任する。<br>2、3 (条文省略)<br>(任期)<br>第21条 (条文省略)<br>(新 設)                                                       |
| 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、 <u>在任取締役</u> の任期の満了する時までとする。<br>(新 設)                                                      | 2 前項の規定にかかわらず、 <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br>3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u><br>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>                                                                         | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>                                                                                                                                                                                         |
| <p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(新 設)</p>                                                       | <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第29条 (条文省略)<br><br>第5章 <u>監査役及び監査役会</u><br><br>(員数)<br>第30条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u><br>(選任方法)<br>第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u><br>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u><br>(任期)<br>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u><br>3 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u><br>4 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u><br>(常勤監査役)<br>第33条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> | 第30条 (現行どおり)<br><br>第5章 <u>監査等委員会</u><br><br>(削 除)<br>(削 除)<br><br>(削 除)<br><br>(削 除)<br><br>(削 除) |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>                                                                                                                                           | <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>                                                  |
| <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                                                                                                                                           | <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>                                                                    |
| <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>                                                                                                                                                                            | <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>                                                                       |
| <p>(報酬等)</p> <p>第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                  | <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 <u>当会社は、取締役会の決議によって監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> | <p style="text-align: center;">(削 除)</p>                                                                                                                      |

| 現行定款                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条～第40条 (条文省略)<br/>(報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第42条～第45条 (条文省略)<br/>(新 設)</p> | <p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (現行どおり)<br/>(報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)<br/>(附則)<br/>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当会社は、第66回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の普通株式数                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1     | 石井 太<br>(1958年8月21日生)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> | 1981年4月 日本鉱業(株)(現 JX金属(株))入社<br>1995年4月 当社入社<br>1998年3月 当社常務取締役<br>1999年3月 当社代表取締役副社長<br>1999年3月 アイ・エス・エンジニアリング(株)<br>(現 アイエフマネジメント(株))<br>代表取締役社長(現任)<br>2000年3月 当社代表取締役社長(現任)<br>2001年4月 KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE.LTD.<br>Managing Director(現任)<br>KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN.BHD.<br>Managing Director<br>2002年6月 蘇州湖北光電子有限公司董事長<br>2012年10月 東莞湖北電子有限公司董事長<br>2015年2月 KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Managing Director | 17,162,195株<br>(資産管理会社<br>保有分を含む) |

〈取締役候補者とした理由〉  
 石井太氏は、長年にわたる代表取締役の豊富な経験と、リード端子業界および光部品・デバイス業界において幅広く深い見識を備えております。これらの経験・知見に基づき、経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしております。引き続き当社グループ経営の推進と経営の監督を遂行することができると判断し、取締役候補者としております。

| 候補者番号                                                                                                                                                               | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  | 所有する当社の普通株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------|
| 2                                                                                                                                                                   | きた がわ かず きよ<br>北川 一清<br>(1958年2月10日生)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> | 1981年4月 湖北町役場(現 長浜市役所)入庁<br>1985年8月 当社入社<br>2004年3月 当社取締役支援本部長<br>2012年10月 東莞湖北電子有限公司董事<br>2016年9月 KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN.BHD. Director(現任)<br>2017年9月 蘇州湖北光電子有限公司董事総経理<br>2018年3月 リード端子事業管掌(現任)<br>2019年8月 当社常務取締役執行役員<br>2022年2月 蘇州湖北光電子有限公司董事長(現任)<br>2022年3月 当社専務取締役執行役員<br>2022年4月 当社リード端子営業部部長<br>2024年8月 東莞湖北電子有限公司董事長(現任)<br>2025年3月 特命プロジェクトSG事業推進管掌(現任) |  | 58,617株      |
| <b>〈取締役候補者とした理由〉</b><br>北川一清氏は、業務執行経験が豊富であり、当社の海外子会社社長経験と幅広い知識に基づき、企業価値向上のための事業の拡大を推進しております。引き続きその豊富な経験と知識を経営に活かすことができると判断し、取締役候補者としております。                          |                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |              |
| 3                                                                                                                                                                   | なか むら せい じ<br>中村聖二<br>(1965年8月6日生)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>    | 1990年4月 野村證券(株)入社<br>2016年8月 同社京都支店 企業金融統括部長<br>2020年4月 同社京都企業金融部長<br>2022年4月 同社金融犯罪対策部<br>総務審理IBグループ<br>エグゼクティブ・ディレクター<br>2024年4月 同社コンプライアンス管理部<br>総務審理IBグループ<br>エグゼクティブ・ディレクター<br>2024年9月 当社入社 総務部付次長<br>2025年1月 当社執行役員総務部特命担当部長(現任)                                                                                                                                |  | 0株           |
| <b>〈取締役候補者とした理由〉</b><br>中村聖二氏は、大手金融機関で企業金融部長等を歴任し、財務・資本戦略や企業のガバナンスおよびコンプライアンスに精通しているとともに、業務執行経験が豊富であります。そのスキルや見識に基づき、適切な意思決定および経営管理に重要な役割を果たせるものと判断し、取締役候補者としております。 |                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |              |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                           |  | 所有する当社の普通株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                                          | <p>澤木聖子<br/>(1965年6月12日生)</p> <p>〔再任〕〔社外〕〔独立〕</p> | <p>1996年7月 名古屋大学講師(非常勤研究機関研究員)<br/> 1997年4月 日本学術振興会特別研究員PD<br/> 1997年12月 滋賀大学経済学部講師<br/> 1999年4月 滋賀大学経済学部助教授<br/> 2000年4月 滋賀大学経済学部助教授<br/> 兼滋賀大学大学院経済学研究科助教授<br/> 2007年4月 滋賀大学経済学部教授(現任)<br/> 兼滋賀大学大学院経済学研究科教授(現任)<br/> 2023年3月 当社取締役(現任)</p> |  | 0株           |
| <p>〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕</p> <p>澤木聖子氏は、人的資源管理や異文化間マネジメント等の経営学の教育、研究に従事されております。その豊富な知識と経験を当社の経営に反映いただくことが、取締役会の機能強化に資すると判断し、社外取締役候補者としております。選任後は、その豊富な知識及び経験から、取締役会の機能強化に貢献していただくことを期待します。</p>                                          |                                                   |                                                                                                                                                                                                                                               |  |              |
| 5                                                                                                                                                                                                                                          | <p>荒井昌幸<br/>(1959年11月3日生)</p> <p>〔新任〕〔社外〕〔独立〕</p> | <p>1989年1月 オランダフィリップス入社<br/> 1991年2月 英国Nottingham大学にて研究<br/> 1996年11月 英国Cambridge大学にて研究<br/> 1998年4月 英国アルプステクノロジーセンター入社<br/> 2010年1月 並木精密宝石(株)入社<br/> 2017年11月 大智化学産業(株)入社<br/> 2020年2月 英国大使館 ビジネス・通商部テクノロジー担当上席商務官</p>                       |  | 0株           |
| <p>〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕</p> <p>荒井昌幸氏は、海外の大学で研究活動を行い、その後、英国大使館で上席商務官として勤務するなど、高い専門性を有するとともに、国際的な視野と豊富な経験を持ち、グローバルビジネスの展開に貢献してきました。新しい業務を展開する上で、荒井氏の専門知識と経験は不可欠であり社外取締役候補者としております。選任後は、その国際的な視点と豊富な経験から、取締役会の機能強化に貢献していただくことを期待します。</p> |                                                   |                                                                                                                                                                                                                                               |  |              |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 |         |    |  | 所有する当社の普通株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------|----|--|--------------|
| 6                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | ディーター・ソンマーハルダー<br>(1961年12月8日生)<br><br>新任 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span> | 1983年4月             | イスラエル銀行 | 入行 |  | 0株           |
| <p>1987年1月 クレディスイス 本社アジア地域部門貸付担当役員</p> <p>1996年1月 クレディスイス銀行 東京支店貿易財務部長</p> <p>1997年11月 ゴレイッシュ・エクスポート・トレード(株) 社長兼最高経営責任者</p> <p>2005年9月 UBS銀行 大阪支店副支店長</p> <p>2023年5月 DoSwiss Japan(株) 社長兼最高経営責任者(現任)</p> <p>（社外取締役候補者とした理由および期待される役割）<br/>ディーター・ソンマーハルダー氏は、国際的な金融機関等において財務のみならず企業経営に豊富な経験があり、当社のグローバルな展開を推進していくことにおいてその経験とネットワークは不可欠であり社外取締役候補者としております。選任後は、国際的な経験のみならず、多様な視点で取締役会の機能強化に貢献していただくことを期待します。</p> |                                                                                                                                                                         |                     |         |    |  |              |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 石井太氏は、当社の親会社等に該当します。同氏は同氏の子会社等であるアイエフマネジメント(株)において代表取締役社長、KOHOKU ELECTRONICS (S) PTE.LTD.においてManaging Directorの地位にあります。また、過去10年間においては、KOHOKU ELECTRONICS (M) SDN.BHD. Managing Director、蘇州湖北光電子有限公司董事長、東莞湖北電子有限公司董事長、KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Managing Directorを兼務しておりました。
3. 澤木聖子氏、荒井昌幸氏、およびディーター・ソンマーハルダー氏は社外取締役候補者であります。
4. 澤木聖子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。また、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 荒井昌幸氏は過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 澤木聖子氏、荒井昌幸氏およびディーター・ソンマーハルダー氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
7. 非業務執行取締役との責任限定契約の内容  
当社は、定款の定めのとおり取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができ、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。当社は、澤木聖子氏との間で上記責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、同氏との間で同等の内容の契約を継続する予定です。また、当社は、荒井昌幸氏およびディーター・ソンマーハルダー氏の選任が承認された場合、両氏との間で上記責任限定契約を締結する予定です。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者の選任が承認された場合は、いずれの取締役も役員等賠償責任保険の被保険者となる予定であります。役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                             | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                  |  | 所有する当社の普通株式数 |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------|
| 1                                 | 栗山裕功<br>(1950年5月6日生)<br><br>新任 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>                                                                                                        | 1973年4月 コニシ(株)入社<br>2007年4月 科昵西貿易(上海)有限公司總經理<br>2010年4月 コニシ(株)取締役執行役員化成品事業本部副本部長<br>2011年4月 同社取締役執行役員化成品事業本部本部長<br>2012年4月 丸安産業(株)代表取締役社長<br>2018年5月 同社顧問(非常勤)<br>2018年12月 当社取締役(現任) |  | 0株           |
| <監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割> |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                      |  |              |
|                                   | 栗山裕功氏は、コニシ(株)取締役執行役員並びに丸安産業(株)の代表取締役社長を経験するなど、会社経営の豊かな経験と幅広い見識を有しております、これらの豊富な経験と見識から、当社経営に対する的確な助言をしております。また、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員長を務めるなど、当社のガバナンスの維持・強化に貢献しております。今後も、客観的・中立的な立場から監査等を期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。選任後は、上記豊富な経験と見識から、当社経営に対する的確な助言を期待します。 |                                                                                                                                                                                      |  |              |
| 2                                 | 中村正哉<br>(1960年5月17日生)<br><br>新任 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>                                                                                                       | 1985年4月 日本鉱業(株)(JX金属(株))入社<br>2006年10月 弁護士登録<br>2012年4月 さざなみ法律事務所開設<br>同事務所長(現任)<br>2015年7月 当社監査役(現任)                                                                                |  | 0株           |
| <監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割> |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                      |  |              |
|                                   | 中村正哉氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者としております。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能および利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                      |  |              |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の普通株式数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 3     | <p>高津 靖史<br/>(1954年7月28日生)</p> <p>新任 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span></p> | <p>1978年3月 監査法人中央会計事務所 入所<br/> 1981年3月 公認会計士登録<br/> 1995年4月 同監査法人 代表社員<br/> 2005年10月 同監査法人 理事<br/> 2007年8月 京都監査法人 入所<br/> 2017年7月 高津公認会計士事務所開設 所長<br/> 2017年7月 日本公認会計士協会<br/> 自主規制・業務本部長<br/> 2022年6月 公益社団法人京都市観光協会 監事(現任)<br/> 2023年3月 公益社団法人国立京都国際会館 監事(現任)<br/> 2024年6月 公益財団法人KDDI財団 監事(現任)</p> | 0株           |

〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉  
高津靖史氏は、会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者としております。選任後は公認会計士としての専門的な知見を活かし、主に財務会計の観点から経営全般の監督機能の強化のため尽力していただくことを期待します。

- (注) 1. 栗山裕功氏、中村正哉氏、高津靖史氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 当社は、栗山裕功氏、中村正哉氏、高津靖史氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 栗山裕功氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年3か月となります。また、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことではありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 中村正哉氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって9年9か月となります。また、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことではありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 非業務執行取締役との責任限定契約の内容  
当社は、定款の定めのとおり取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができ、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。当社は、栗山裕功氏および中村正哉氏との間で上記責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、同氏との間で同等の内容の契約を継続する予定です。また、当社は、高津靖史氏の選任が承認された場合、同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者の選任が承認された場合は、いずれの取締役も役員等賠償責任保険の被保険者となる予定であります。役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

## (ご参考) スキルマトリックス

### 第3号議案、第4号議案承認後の当社取締役の専門性・経験の一覧

| 氏名             | 地位                  | 専門性・経験 |               |            |         |              |               |                   |
|----------------|---------------------|--------|---------------|------------|---------|--------------|---------------|-------------------|
|                |                     | 企業経営   | 製造・技術・研究開発・品質 | 営業・マーケティング | プローバル経験 | 法務・リスクマネジメント | 財務・会計・金融・資本市場 | サステナビリティ・人事・労務・人財 |
| 石井 太           | 代表取締役社長             | ○      | ○             | ○          | ○       | ○            |               | ○                 |
| 北川 一清          | 専務取締役               | ○      | ○             | ○          | ○       |              |               |                   |
| 中村 聖二          | 取締役                 | ○      |               |            |         | ○            | ○             | ○                 |
| 澤木 聖子          | 社外取締役<br>(独立)       |        |               |            | ○       | ○            |               | ○                 |
| 荒井 昌幸          | 社外取締役<br>(独立)       |        | ○             | ○          | ○       |              |               |                   |
| ディーター・ソンマーハルダー | 社外取締役<br>(独立)       | ○      |               | ○          | ○       |              | ○             |                   |
| 栗山 裕功          | 社外取締役<br>(監査等委員・独立) | ○      |               | ○          | ○       |              |               | ○                 |
| 中村 正哉          | 社外取締役<br>(監査等委員・独立) |        |               |            |         | ○            | ○             | ○                 |
| 高津 靖史          | 社外取締役<br>(監査等委員・独立) |        |               |            |         | ○            | ○             | ○                 |

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社<br>の普通株式数 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 梅山克啓<br>(1965年7月29日生) | 1990年8月 中央監査法人 入所<br>1994年3月 公認会計士登録<br>1999年7月 梅山公認会計士事務所 代表(現任)<br>1999年8月 税理士登録<br>1999年10月 梅山税理士事務所(現 梅山税理士法人) 代表<br>2004年6月 TOWA(株) 社外取締役<br>2005年11月 (株)クラウディア 社外監査役<br>2009年7月 梅山税理士法人 代表(現任)<br>2012年4月 国立大学法人滋賀医科大学非常勤監事<br>2012年6月 任天堂(株) 社外監査役<br>2015年11月 (株)クラウディア(現 (株)クラウディアホールディングス)社外取締役(現任)<br>2016年6月 任天堂(株) 社外取締役(現任) | 0株               |

〈補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉  
梅山克啓氏は、会計・税務の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。選任後は、会計・税務の専門家としての知見を活かし、主に財務会計の観点から経営全般の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。

- (注) 1. 梅山克啓氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 梅山克啓氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 梅山克啓氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は、梅山克啓氏の選任が承認され、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を新たに締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。梅山克啓氏の選任が承認され、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2017年3月30日開催の第58回定時株主総会において年額300百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、事業報告15頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、変更することを予定しております。変更後の方針の概要は、後述57頁の【ご参考】欄に記載のとおりであります。

本議案は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであるため、相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額は、2024年3月28日開催の第65回定時株主総会において、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を決定いたしました。

なお、譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」が原案どおり承認可決された場合の報酬額年額300百万円とは別枠とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえたうえで、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であります。第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相當であると考えております。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

## 【本割当契約の内容の概要】

### (1) 謾渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「謾渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、謾渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「謾渡制限」という。）。

### (2) 退任時の取扱い

対象取締役が謾渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 謾渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、謾渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、謾渡制限期間が満了した時点をもって謾渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、謾渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、謾渡制限を解除する本割当株式の数及び謾渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い謾渡制限が解除された直後の時点において、なお謾渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、謾渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、謾渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謾渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、謾渡制限が解除された直後の時点において、なお謾渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

## 【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

第2号議案「定款一部変更の件」、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」、第7号議案「監査等委員である取締役の報酬額設定の件」の効力が生じた時をもって次の通りとしています。

### I. 基本方針

当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、職務の内容、職位、実績、成果等を勘案し、株主の皆様と価値を共有する観点から、業績を反映した額とするものとし、具体的には、基本報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬で構成するものとします。

また、監督機能を担う監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、業務執行から独立した職務に鑑み、基本報酬のみとするものとします。

なお、監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2025年3月28日開催の第66回定時株主総会において、300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と決議されており、この範囲内で決定します。監査等委員である取締役の報酬限度額は、同じく2025年3月28日開催の第66回定時株主総会において、50百万円以内と決議されており、この範囲内で決定します。

### II. 基本報酬

基本報酬は、各取締役の職務の内容及び職位を勘案して決定し、月毎に支給するものとします。

### III. 賞与

賞与は、当社の事業年度ごとの営業利益等を踏まえて支給総額を決定した上、対象となる各取締役への具体的な配分は、その担当部門の実績、成果等に対する評価や職位等を勘案して個別に決定し、年に1回又は2回に分けて支給するものとします。

### IV. 譲渡制限付株式報酬

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める目的として、譲渡制限付株式報酬を導入しています。

譲渡制限付株式報酬は、2025年3月28日開催の第66回定時株主総会にて、上記基本方針に示した監査等委員でない取締役の報酬限度額とは別枠にて、総額年額30百万円以内の金銭債権を支給した上、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることにより、これを行うものと決議されています。

対象となる各取締役への具体的な譲渡制限付株式報酬の配分は、上記の範囲内にて、その担当部門の実績、成果等に対する評価を勘案して個別に決定し、年に1回支給するものとします。

## V. 個人別の報酬等の決定手続

当社は、個人別の報酬等の決定手続の客觀性及び透明性を担保するため、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しています。

個人別の報酬等の決定は、この指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会にて決定するものとします。

以上

# 株主総会会場 ご案内略図



## 開催場所

北ビワコホテルグラツィエ  
2階「アレーナ」

滋賀県長浜市港町4-17

## 交通

JR長浜駅 徒歩11分

【送迎バスもご用意しております。】

送迎バス乗降場所 … JR長浜駅 西口(琵琶湖口)

長浜駅改札(2階)を出て西口へ、エスカレーターまたはエレベーターで1階に下りてすぐのところにホテル送迎バス乗り場看板があります。  
マイクロバスが来ますので、乗り場の前でお待ちください。  
株主総会当日は下記の時間で運行します。

送迎バス運行時間 … 午前9時5分発/午前9時20分発/  
午前9時35分発/午前9時50分発



湖北工業株式会社

〒529-0241 滋賀県長浜市高月町高月1623番地



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。